

職業訓練を検討中の方へ

ハローワーク三田

職業訓練担当：079-563-8609

職業訓練とは

職業訓練とは積極的に求職活動を行っているにも関わらず、なかなか就職に結びつかない方に対し、就職するにあたって**職業訓練の受講が必要であるとハローワークが認めた場合**に活用できる制度です。

職業訓練は訓練受講により、早期再就職を目的としているため、**勉学や資格取得を目的とした受講はできません。**

受講料は無料（一部2年課程訓練を除く）です。**教科書代等の必要経費は自己負担**です。

職業訓練を希望される方は、**訓練説明会に出席**していただき、内容を十分に把握した上で申込してください。

なお、職業訓練校が実施する**入校試験**（中学レベルの国語・数学および面接）に**合格する必要があります。**

職業訓練の種類

○公共職業訓練

- 公共職業訓練は主に「雇用保険受給資格者」を対象としている訓練です。
※雇用保険の受給資格がない方も応募できますが、雇用保険受給資格者に比べて優先度が下がります。
- ハローワークで訓練の申込受付を行った後、ハローワークから応募用紙を送付します。

○求職者支援訓練

- 求職者支援訓練は主に「雇用保険の受給資格がない方」を対象としている訓練です。
※雇用保険受給資格者も応募できますが、雇用保険の受給資格がない方に比べて優先度が下がります。
- 訓練期間中および訓練修了後3ヶ月間、月1回「指定来所日」が設定され、ハローワークに来所し、職業相談を行う必要があります。
- ハローワークで訓練の申込受付を行った後、求職者本人が学校へ応募用紙を送付する必要があります。

受講指示について

○受講指示のメリット

- 訓練が終了する日まで基本手当を延長給付（訓練延長給付）
- 受講手当（1日500円×40日分）の支給
- 通所手当（月42,500円までの定期代が限度）の支給

○受講指示対象者

ハローワークが再就職に役立つ訓練であると判断した場合で、訓練開始日に所定給付日数のうち必要な残日数が残っている方

【必要な残日数】※訓練開始日前日の時点（個別延長給付の日数を除く）

所定給付日数	90日	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
給付制限を受けない場合	1日	1日	31日	61日	71日	91日	121日	151日	181日	211日
給付制限を受ける場合	31日	41日	51日	61日	71日	91日	121日	151日	181日	211日

※ 受講指示で訓練を受講できない場合でも、受講推薦として訓練を受講することが可能です。

訓練延長給付・受講手当・通所手当の支給はありませんが、訓練に合格した場合、受講料無料（必要経費は自己負担）で受講することができます。

注意事項

- 職業訓練の応募は1コースのみです。**併願はできません。**合否結果の後、別コースに応募することは可能です。
- 受講修了と認められるには全カリキュラムの8割以上の出席が必要であり、**所定の出席率を満たさない場合、中途退校処分になる場合**や、補講（有料の場合あり）を受けなければならない可能性があります。
- 職業訓練の受講を修了した場合**（受講開始後に自己の都合により中途退校された場合を含む。）は、**1年間は他の職業訓練の受講はできません。**

職業訓練申込みの流れ

●求職申込み

訓練相談窓口で訓練科目・内容等についてご相談下さい。



●訓練コースの選定

訓練施設での説明会に参加して下さい。



●入校願書交付

(ハローワークにて) 受講申込書の受け取り

【公共職業訓練】



【求職者支援訓練】

●入校願書提出

(ハローワークにて) 受講申込書の受理

●入校願書受付

(ハローワークにて) 受講申込書の受付



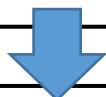
●入校願書提出

訓練施設へ連絡後、受講申込書をご自身で直接提出



●選考（面接及び筆記試験等）

受験票の郵送は行いませんので、当日は遅れないように直接選考会



●合格発表（不合格の場合は、別の訓練コース申込みが可能となります。）

受講指示又は受講推薦、支援指示を行います。



●入校

入校後は100%出席と訓練修了後3ヶ月以内に雇用保険に加入できる